

令和6年奥能登豪雨に係る  
第14回災害対策本部員会議での知事の主な発言

1. 会議冒頭の発言

- 今回の豪雨災害については、激甚災害の本激に指定される見込みとなり、これにより公共土木施設や農地等の災害復旧事業の国庫補助率が嵩上げされることとなった。

また、昨日、浅尾環境大臣から、特例的に

- ・ 災害廃棄物処理を迅速・円滑に実施する観点から能登半島地震と同水準の財政支援を行うとともに、
- ・ 全壊家屋はもとより、半壊家屋についても公費解体の対象とすることが示された。

石破総理をはじめ、国の関係者の皆様に、改めて御礼申し上げます。

- 今回の豪雨で住家被害を受けた被災者の方々の生活再建を支援する「被災者生活再建支援制度」については、輪島市と珠洲市において、制度を適用する基準である被害世帯数を満たしたことから、本日付けで適用することとした。

一方、能登町については、現時点で被害の世帯数が基準に満たないことから、国制度の対象外となっている。この点については、これまでも国に対し、同一災害で被災した全ての市町を平等に対象とするよう求めているが、今般、国の制度の適用がない場合においても、今回初めて県独自に、国制度と同水準の支援を行うこととした。また、半壊世帯についても国制度の対象外であるため、能登半島地震と同様に、県独自に最大100万円を支援することとした。

- 今回の豪雨災害は、能登半島地震から1年も経たない中で再び被災した複合災害であり、先週土曜日には、直接、石破総理に対し、被害認定にあたっては、地震の被害も考慮し、被災者の立場に立った手厚い被害認定とするよう要望した。

これを受け、昨日、坂井防災担当大臣は、  
「今回の豪雨災害の被害認定においては、地震により元々生じていた被害も含め、一体的に調査できることとし、地震と大雨による被害を別々に調査する従来の方法とも併せて、被災自治体がいずれかの方法を柔軟に現場で選択できることにする」と発言された。

これにより、県としては、今回の豪雨による被害認定にあたり、

- ・ 「豪雨による被害」として被害認定する通常の方法に加え、
- ・ 地震により既に生じていた住宅の被害が、今回の水害でさらに拡大した等の事情があれば、地震の被害と豪雨の被害を合わせて被害認定する方法

の2通りの認定方法を、被害の状況を踏まえ、市町が選択できることとし、具体の認定事務について、市町に既にお知らせしたところである。

## 2. 会議最後の発言

- 先ほどの記者会見でも申し上げたが、明後日の11日（金）から輪島市の被災者の方々の2次避難が始まる。

避難先となる宿泊施設までの円滑な移動はもとより、避難後についても、避難者の方々に寄り添った丁寧なサポートをお願いしたい。

- 同時に、依然として多くの被災者の方々が1次避難所に避難されており、これらの方々への物資の支援、生活支援に万全を期してほしい。